

## 複合用途等に設置された太陽光発電の取扱い

一般社団法人住宅性能評価・表示協会

共同住宅の住戸部分と共用部分、さらに非住宅用途部分を有する場合に、複合的に太陽光発電を用いる場合の、設計一次エネルギー消費量の計算は以下によることとする。

### 1. 用途等に応じた計算方法

#### ① 住戸部分

エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）を用い、太陽電池アレイのシステム容量などを入力し、通常どおり住戸ごとに計算を行い、自家消費分及び売電分を求める。

なお、複数の住戸で太陽電池アレイを共有する場合、当該システム容量を住戸の床面積案分した値をもとに計算を行うこととする。

#### ② 共同住宅共用部分

エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）を用い、太陽電池アレイのシステム容量などを入力し計算を行う。

なお、室用途の入力に際しては、共同住宅共用部の室用途として入力マニュアルに記載される用途（屋内廊下、屋外廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋内駐車場、機械室、電気室及び廃棄物保管場所等）以外の室用途は、エネルギーの使用状況等が準ずると想定される非住宅用途の室用途を選択することとする。

上記室用途を全て入力計算し、算出された設計一次エネルギー消費量に表1の係数を乗じた値を、太陽光発電による一次エネルギー消費量の削減分とする。

表1

主たる廊下の形状	係数
屋内	0.3
屋外	0

#### ③ 非住宅用途部分

売電を行っていない場合は、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）を用い、太陽電池アレイのシステム容量などを入力し計算を行う。

なお、売電を行っている場合は、太陽発電は無いものとして計算を行う。

## 2. 太陽光発電を複数の用途等に用いる場合

- ① 太陽電池アレイと各用途等のパワーコンディショナが1対1の関係で接続されている場合

住戸部分、住宅共用部分及び非住宅用途部分とも通常どおりの計算を行う。

- ② ①以外の場合

住戸部分 ⇒ 共同住宅共用部分 ⇒ 非住宅用途の順に計算を行う。

また、売電を行っている場合、共同住宅共用部分の自己消費量まで計算を行い、総発電量の余剰分が残っても、非住宅用途部分ではその発電量を見込んではないこととする。

なお、住宅用途及び非住宅用途を有する複合建築物における、住宅用途部分のZEH-Mへの適合判断においては、上記に関わらず総発電量を住宅用途部分と非住宅用途部分で床面積案分した値を、太陽光発電によるエネルギー消費削減分の上限であるものとする。

以上